

## 千葉図書館利用規則

### (目的)

- 第1条 この規則は、千葉図書館規程第8条に基づき、千葉図書館（以下「図書館」という。）の利用方法を定め、その適正をはかるために制定する。
- 2 千葉図書館長（以下「館長」という。）は、この規則に反しない範囲において、利用手続等を定めた細則を千葉図書館運委員会の議を経て施行することができる。
  - 3 図書館の利用は、利用規則及び細則の定めるところによる。

### (利用者の範囲)

- 第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 本学の専任教職員
  - 二 本学の非常勤教職員
  - 三 本学の学生
  - 四 その他館長が認めた者

### (開館日)

- 第3条 図書館は、次の各号に掲げる日を除いて、開館する。
- 一 日曜日・授業日以外の国民の祝日・創立記念日
  - 二 夏・冬期休暇中の館長が指定する日
  - 三 その他図書館の都合により館長が指定する日

### (開館時間)

- 第4条 開館時間は、別表1に定めるとおりとする。
- 2 館長は、必要に応じて、開館時間を延長又は短縮することができる。

### (図書館利用証の交付)

- 第5条 図書館を利用しようとする者は、図書館利用証の交付を受けなければならない。ただし、本学の学生にあつては、学生証をもって図書館利用証に代えるものとする。

### (閲覧室の利用及び閲覧)

- 第6条 図書館閲覧室の利用は、特別の手続を要しない。
- 2 開架書架の資料を館内で閲覧する場合は、特別の手続を要しない。
  - 3 閉架書庫の資料の閲覧については、別に定める。

(貴重書の閲覧、貸出及び複写)

第7条 貴重書の閲覧については、別に定める。

2 貴重書の貸出及び複写はこれを禁止する。

(レファレンス・サービス)

第8条 利用者は、次に掲げる各号のレファレンス・サービスを依頼することができる。

- 一 資料の利用指導
- 二 資料の所在、所蔵についての調査及び調査の援助
- 三 文献並びに情報検索についての調査及び調査の援助

(館外貸出)

第9条 貸出を受けて館外に帯出できる資料の点数及び帯出期間は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 館外貸出禁止資料は、別表3とする。ただし、一時又は一夜に限って貸出を受けることができる。
- 3 館外貸出を受ける際は、所定の手続を経なければならない。手続については、別に定める。
- 4 本規則第9条第1項及び第2項の制限を超えて貸出を希望する場合は、館長の許可により貸出を受けることができる。

(館外貸出資料の返却及び更新)

第10条 貸出を受けた資料は、定められた期限までに必ず返却しなければならない。ただし、他の利用者の貸出予約がない場合に限り1回の更新を認める。返却及び更新手続については、別に定める。

(視聴覚資料及び機器の利用)

第11条 視聴覚資料及び機器は、窓口において利用証を提出のうえ、利用するものとする。手続については、別に定める。

(外部データベースの利用)

第12条 外部データベースの利用については、別に定める。

- 2 国会図書館のデジタル化資料の複写は有料とする。料金については、別に定める。

(資料の複写)

第13条 利用者は、図書館資料を、著作権法に違反しない範囲において、館内の複写機で複写することができる。

2 複写は有料とする。料金については、別に定める。

(転貸の禁止)

第14条 利用者は、図書館利用証及び図書館の資料を転貸してはならない。

(他の図書館の利用)

第15条 他の図書館の利用、資料の借受及び複写の依頼を希望する場合は、図書館窓口で申し込むことができる。手続については、別に定める。

(他の機関による利用)

第16条 図書館の資料の貸出及び複写を他の機関が希望する場合は、所定の手続を経て利用することができる。手続については、別に定める。

(館内規律)

第17条 利用者は、館内において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 騒がしくすること
- 二 他の利用者の迷惑になること
- 三 集会・会合等を行うこと
- 四 飲食・喫煙すること
- 五 許可なく掲示をし、又は印刷物の配付を行うこと

2 前項第四号に依らず、蓋付飲料の持込利用は可とする。

(処置)

第18条 第9条・第10条・第11条・第12条・第14条及び第17条に違反した者に対しては、入館の禁止・資料利用の停止等の処置をとることができる。

2 第9条及び第10条の返却期限に遅れた場合は、別表4により貸出を停止することがある。

(弁償)

第19条 資料を汚損、破損又は紛失した場合は、同一の資料又は相当代価をもって弁償しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第4条第1項）

|          | 授業期間中                  | 授業期間外                                   |
|----------|------------------------|---|
| 月曜日から金曜日 | 午前8時45分から<br>午後8時40分まで | 午前8時45分から<br>午後4時30分まで                  |
| 土曜日      | 午前8時45分から<br>午後4時30分まで | 午前8時45分から<br>午後0時30分まで<br>ただし、8月の土曜日は閉館 |

別表2（第9条第1項）

|             |        | 授業期間中  |          |                      | 授業期間外 |                                |                      |
|-------------|--------|--------|----------|----------------------|-------|--------------------------------|----------------------|
|             |        | 図書     |          | 一般雑誌の<br>バックナン<br>バー | 図書    |                                | 一般雑誌の<br>バックナン<br>バー |
|             |        | 点数     | 期間       | 期間                   | 点数    | 期間                             | 期間                   |
| 専任教員        |        | 30点    | 180<br>日 | 7日                   | 30点   | 180<br>日                       | 7日                   |
| 専任職員・非常勤教職員 |        | 10点    | 30日      | 7日                   | 10点   | 30日                            | 7日                   |
| 学部学生        | 1～2年次生 | 5点     | 14日      | 7日                   | 10点   | 休業<br>終了<br>後<br>2週<br>間以<br>内 | 7日                   |
|             | 3～4年次生 | 10点    | 28日      | 7日                   | 15点   |                                |                      |
| 大学院生        |        | 15点    | 28日      | 7日                   | 20点   |                                |                      |
| その他         |        | 別に定める。 |          |                      |       |                                |                      |

\*一般雑誌は、教育・研究を主たる目的とする以外の雑誌をいう。

\*貸出点数は、図書と一般雑誌のバックナンバーの合計を上限とする。

別表3（第9第2項）

|                            |
|----------------------------|
| 参考資料                       |
| 逐次刊行物（ただし、一般雑誌のバックナンバーを除く） |
| 視聴覚資料                      |
| 図書館の指定したもの                 |

別表4（第18条第2項）

|          | 一般貸出の延滞     | 一夜貸出       | 館内閲覧        |
|----------|-------------|------------|-------------|
| 停止期間     | 延滞日数と同日数    | 延滞日数の倍の日数  | 同左          |
| 停止期間の上限  | 30日         | 同左         | 同左          |
| 停止期間の起算日 | 返却した日から     | 同左         | 同左          |
| 延滞日数の起算日 | 返却予定日の次の日から | 返却予定日の午後から | 返却予定日の次の日から |